

競争入札参加者要領（電子調達案件用）

（三鷹市）

（趣旨）

第1条 この要領は、三鷹市が東京電子自治体共同運営電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を用いて行う競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項及び契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（欠格事項）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格がないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた者及び第2号から第8号までのいずれかに該当し、その事実があった後、2年を経過した者を除く。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (3) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (5) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (7) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (8) 第2号から前号までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (9) 市長が定める国税及び地方税を完納していない者

（入札参加の取消）

第3条 競争入札の参加者について、経営、資産、信用等の状況により契約の履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該入札の参加を取り消すこととする。

（入札保証金）

第4条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、その見積る契約金額の100分の3以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に三鷹市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札者が適正な参加資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第5条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
地方債	
銀行が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
上記のほか市長が確実と認めるもの	市長が適正と認めた金額

- 2 入札参加者は、国債及び地方債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該担保が記名証券であるときは売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。
- 3 入札参加者は、銀行の保証を要する担保を入札保証金に代えて提供する場合は、当該保証を証する書面を添付しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第6条 入札参加者は、三鷹市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第7条 入札保証金は、三鷹市の発行する入札保証金納付書により会計管理者に納付しなければならない。

- 2 会計管理者は、入札保証金の納付があったときは、入札保証金領収書及び納付証明書を当該納入者に交付する。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第8条 入札参加者は、市から提示された図面、仕様書、内訳書、契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

- 2 図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行われていなければならない。ただし、公告又は指名通知等において、単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札)

第9条 入札参加者は、電子調達システムの入札書に必要な事項を入力し、記名に相当する電磁的記録による認証を付し、あらかじめ公告又は指名通知等において示した入札締切日時までに提出しなければならない。

2 前項の入札は、あらかじめ期間を定めて委任状を届け出である代理人（代理人が認証局から電子認証書を取得している場合に限る。）に行わせることができる。

3 第1項の規定による入札書の提出は、電子調達システムの入札書に限る。

4 入札参加者は、三鷹市が積算内訳書（電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出を求めた場合は、入札書とともに積算内訳書を提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札をした者は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第11条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行う。この場合において、入札者を立会わせることができる。

2 入札をした者が開札に立会わないとときは、当該入札事務に関係のない三鷹市職員を立会わせる。

3 三鷹市が積算内訳書の提出を求めた場合は、三鷹市は入札参加者の提出した積算内訳書の記載内容を確認する。

4 前項の積算内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

(公正な入札の確保)

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第13条 入札参加者に連合又は不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめことがある。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札はこれを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 所定の日時までに、所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 電子調達システムの入札書が入札締切日時までに、システムのサーバーに到達しない入札

- (4) 電子調達システムを利用しないで提出された入札書
 - (5) 三鷹市が積算内訳書の提出を求めた場合で、次に掲げるもの
 - ア 積算内訳書を提出しない者のした入札
 - イ 提出された積算内訳書が白紙なもの
 - (6) 入札書の入力事項が不明なもの又は入札書に記名に相当する電磁的記録のないもの
 - (7) 電子調達システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
 - (8) 電子調達システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
 - (9) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの
 - (10) 2人以上の代理をしたもの
 - (11) 電子調達システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
 - (12) 明らかに連合と認められる入札
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの
- (落札者)

第15条 予定価格の範囲内で最低の価格又は最高の価格（売払いの場合）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他についての請負の場合においては、次条及び第17条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第16条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(最低制限価格)

第17条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第18条 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、直ちに再度の入札（以下「再度入札」という。）を行う。

- 2 前項の再度入札の回数は、原則として1回以内とする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第14条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格を設けた場合に最低制限価格以上の価格で入札をした者に限る。
- 4 前3項の規定にかかわらず、公告又は指名通知等において、再度入札の方法を指示した場合においては、その指示するところによる。

（再度入札の入札保証金）

第19条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（代用担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者があらかじめ入札書作成時に入力した「くじ番号」によりくじ引きを行い落札者を決定する。

（入札結果の通知）

第21条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を電子調達システムで入札をした者に知らせる。この場合において、落札者となった者には、電子調達システムで落札者となった旨を通知する。

（契約書の作成）

第22条 競争入札により落札者と決定した者又は随意契約の相手方と決定した者は遅滞なく契約書を作成し、記名押印のうえ、図面、仕様書及び内訳書を添えて提出しなければならない。

- 2 三鷹市は契約書の提出があったときは、当該契約書に記名押印し、その1部を落札者に返付する。

（契約書の作成の省略）

第23条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ公告又は指名通知等において指示する。

- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、請書及び公文書その他これらに準ずる書面を徵する。

（契約の確定）

第24条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、三鷹市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金の返還)

第25条 入札保証金又は代用担保は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

(入札保証金に対する利息)

第26条 入札保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(入札保証金の没収)

第27条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は三鷹市に帰属する。

(契約保証金)

第28条 落札者は、契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を、契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）の提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が保険会社との間に三鷹市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証保険を締結したとき。
- (3) 競争入札の公告又は指名通知等において、契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第29条 第5条から第7条まで、第25条及び第26条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第6条中「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と読替えるものとする。

2 前項において準用する第5条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証は、契約保証金の納付に代えることができる担保とする。

(議会の議決を経なければならない契約)

第30条 工事又は製造の請負で予定価格が1億5千万円以上（物品にあっては2千万円以上）の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三鷹市条例第15号）の定めるところにより、三鷹市議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

(前払金)

第31条 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事のうち、三鷹市長が認めるものについて、前払金として契約金額の3割（土木工事、建築工事及び設備工事については4割）以内を支払う。ただし2億円を限度とする。

(中間前払金)

第32条 前条の規定により前金払をした土木工事、建築工事及び設備工事については、三鷹市長が認めるものについて、中間前払金として契約金額の2割以内を支払う。ただし1億円を限度とする。

(部分払等の回数)

第33条 工事等の既済部分に対する代価支払の回数は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 契約金額500万円未満 | 1回 |
| (2) 契約金額500万円以上1,000万円未満 | 2回以内 |
| (3) 契約金額1,000万円以上3,000万円未満 | 3回以内 |
| (4) 契約金額3,000万円以上 | 4回以内 |

(入札の辞退)

第34条 入札を希望しない場合には、事前に辞退届を提出のうえ、参加しないことができる。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。